

### 令和二年公正取引委員会規則第三号

課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条の四第一項から第四項まで、第七条の五第一項、第二項及び第八項、第七十条の六並びに第七十六条第一項並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百七十七条）第十一條第三項の規定に基づき、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第七号）の全部を改正する規則を次のように定める。

（定義）

**第一条** この規則において使用する用語であつて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「法」という。）において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において用いるものとする。

（期間の計算）

**第二条** 期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）の期間に関する規定に従う。

2 前項の規定にかかわらず、期間の計算においては、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。次項において同じ。）に当たる日数は算入しない。

3 第一項の規定にかかわらず、期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日に関する法律第二条の規定を適用する。（用語）

**第三条** 課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出の手続（法第七条の四及び第七条の五（これらの規定を法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の手続をいう。次項において同じ。）においては、日本語を用い

2 前項の規定にかかる法律（以下「委員会」という。）に提出する資料が日本語で作成されていないものであるときは、当該資料に日本語の翻訳文を添えなければならぬ。（調査開始日前の違反行為の概要についての報告）

**第四条** 法第七条の四第一項第一号又は第二項第一号から第四号まで（これらの規定を法第八条第

の三において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する事実の報告及び資料の提出を行おうとする者（当該違反行為に係る

免管理官（以下「課徴金減免管理官」という。）に出頭して当該口頭による報告又は陳述をした場合に限る。

3 前項の場合には、課徴金減免管理官は、当該第一号に規定する調査開始日をいう。）前に同

条第四項（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により共同して事実の報告及び資料の提出を行おうと

する者を含む。第六条第一項において同じ。）は、様式第一号による報告書を電子メールを利用して委員会があらかじめ指定した電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第七

条第二項及び第九条第一項第四号において同じ。）宛てに送信することにより委員会に提出しなければならない。

2 電子メールを利用して前項に規定する報告書が提出された場合は、委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該報告書が委員会に提出されたものとみなす。

（提出の順位及び提出期限の通知）

**第五条** 委員会は、前条第一項に規定する報告書を受理したときは、当該報告書を提出した者に對し、当該報告書の提出の順位並びに様式第二号による報告書による当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行うべき期限（次条第一項及び第二項並びに第十二条第一項において「提出期限」という。）を通知するものとする。

（調査開始日前の事実の報告及び資料の提出）

（法第七条の四第一項第一号又は第二項第一号から第四号までに規定する事実の報告及び資料の提出）

二 課徴金減免管理官に直接持参する方法による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの又はこれらに準ずる方法により送付する方法

三 ファクシミリを利用して委員会があらかじめ指定したファクシミリの番号宛てに送信する方法

四 電子メールを利用して委員会があらかじめ指定した電子メールアドレス宛てに送信する方法

五 前項第三号の方法により報告書及び資料が提出された場合は、委員会が受信した時に、当該報告書及び資料が委員会に提出されたものとみなす。

（共同による事実の報告及び資料の提出）

六 前項第三号の方法により報告書及び資料が提出される場合に准用する。

（共同による事実の報告及び資料の提出）

七 前項第三号の方法により報告書及び資料が提出される場合に准用する。

（共同による事実の報告及び資料の提出）

八 前項第三号の方法により報告書及び資料が提出される場合に准用する。

（共同による事実の報告及び資料の提出）

九 前項第三号の方法により報告書及び資料が提出される場合に准用する。

（共同による事実の報告及び資料の提出）

十 前項第三号の方法により報告書及び資料が提出される場合に准用する。

（共同による事実の報告及び資料の提出）

十一 前項第三号の方法により報告書及び資料が提出される場合に准用する。

（共同による事実の報告及び資料の提出）

十二 前項第三号の方法により報告書及び資料が提出される場合に准用する。

（共同による事実の報告及び資料の提出）

十三 前項第三号の方法により報告書及び資料が提出される場合に准用する。

（共同による事実の報告及び資料の提出）

十四 前項第三号の方法により報告書及び資料が提出される場合に准用する。

（共同による事実の報告及び資料の提出）

十五 前項第三号の方法により報告書及び資料が提出される場合に准用する。

（共同による事実の報告及び資料の提出）

十六 前項第三号の方法により報告書及び資料が提出される場合に准用する。

（共同による事実の報告及び資料の提出）

の提出のいづれに該当するかは、第四条第一項に規定する報告書の提出の先後により、これを定める。

2 第八条に規定する期日までに第七条に規定する報告書及び資料を提出した者が二以上あるときは、これらの者に対する法第七条の四第三項第一号の規定の適用の順序は、第七条第一項に規定する報告書の提出の先後により、これを定める。(法第七条の四第五項の通知の送達)

**第十三条** 委員会は、法第七条の四第五項(法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき通知する場合は、文書を送達して行わなければならない。(協議の申出)

**第十四条** 報告等事業者であつて、法第七条の五第一項(法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の協議の申出を行おうとする者は、法第七条の四第五項の規定による通知を受けた日(当該通知を受けた事業者が法人である場合において、当該事業者が法第七条の八第三項又は第四項に規定する事由により消滅したときは、当該事業者が当該通知を受けた日)から、同日起算して十日を経過する日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの方法により、様式第四号による申出書を委員会に提出しなければならない。

一 直接持参する方法  
二 書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの又はこれらに準ずる方法により送付する方法  
三 ファクシミリを利用して送信する方法  
四 電子メールを利用して送信する方法  
2 第九条第二項の規定は、前項第三号の方法により申出書が提出される場合に準用する。

3 第四条第二項の規定は、第一項第四号の方法により申出書が提出される場合に準用する。(特定代理人の資格の証明等)  
**第十五条** 特定代理人の資格は、書面でこれを証明しなければならない。  
2 特定代理人がその資格を失ったときは、当該特定代理人を選任した報告等事業者は、速やかに定める方法により行わなければならない。

に、書面によりその旨を委員会に届け出なければならない。(協議における報告等事業者の説明の内容の記録)

**第十六条** 委員会は、協議における報告等事業者の説明の内容を記録する場合にあっては、その内容について、当該報告等事業者に確認を求めるものとする。(事件の真相の解明に資する事項)

**第十七条** 法第七条の五第一項に規定する事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 違反行為の対象となつた商品又は役務
- 二 違反行為の態様
- 三 違反行為の参加者
- 四 違反行為の時期
- 五 違反行為の実施状況

六 前各号に掲げるもののほか違反行為に係る事項

七 課徴金額の算定の基礎となる額

八 課徴金額の算定期

(法第七条の五第一項の合意等)

**第十八条** 法第七条の五第一項の合意(同条第二項各号に掲げる行為をすることを内容とするもの)を含む。次条において「合意」ということは、委員会が作成した正本及び副本のそれぞれに委員会及び報告等事業者(特定代理人を選任した場合にあつては、委員会並びに報告等事業者及び特定代理人)が署名又は記名押印をすることにより行うものとする。

2 前項において署名又は記名押印をした正本については委員会が、同項において署名又は記名押印をした副本については報告等事業者が、保管するものとする。

**第十九条** 委員会は、評価後割合の上限の割合を合意において定める場合は、百分の五を単位として、特定割合に加算して得た割合が上限割合以下の割合となる割合を、報告等事業者に対し示すものとする。(二以上の子会社等の共同による行為)

(評価後割合の上限の割合の決定方法)

**第二十条** 私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令(昭和五十二年政令第三百七号)第十一條第三項の規定により共同して同

一 文書により行う場合 連名で作成した文書による方法  
二 口頭により行う場合 当該子会社等のうちの子会社等が代表して行うことを証明する文書を示して行う方法  
3 前項第一号に掲げる場合は、共同して代理人(特定代理人を含む。)を選任している場合を除き、連絡先となる一の子会社等を定めなければならない。

前項第一号に掲げる場合は、共同して代理人(特定代理人を含む。)を選任している場合を除き、連絡先となる一の子会社等を定めなければならない。

様式第1号(用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。)

封筒の裏面に記入する事項

年 月 日

氏名(又は名称)  
登記記号(登記番号)  
法人番号  
代表者の役職及び氏名  
連絡先記入欄  
住所(又は登記地)(奥の4番と横第1番又は第2番第1号又は第2番第2号等の登記番号)  
担当者の役職及び氏名  
連絡先記入欄  
会員登録番号



記載上の当事事項（下記の各項目は、様式の各欄部に記入する。）

- ① 勘定上を記入する行方不明  
ア 当該行為の実行者とされた場合又は役員  
当該行為の実行者とされた場合は、口座に於いて、その範囲が分からぬうるう10)の間に  
直ちに記入せよこと。  
例：口座に於いて、被請求者が主として被請求者の名前又は被請求者の姓又は被請求者  
する被請求者の名前、被請求者の姓又は被請求者の名前又は被請求者の姓又は被請求者  
のカタカナを含めたものでは、そのことの分からぬうるう10)に記入せよこと。  
乙：当該行為の実行者も又は被請求者も又は被請求者の名前又は被請求者の姓又は被  
請求者のカタカナを含めたものでは、そのことの分からぬうるう10)に記入せよこと。  
丙：当該行為の実行者も又は被請求者も又は被請求者の名前又は被請求者の姓又は被  
請求者のカタカナを含めたものでは、そのことの分からぬうるう10)に記入せよこと。  
イ：当該行為の実行者又は被請求者又は被請求者の名前又は被請求者の姓又は被  
請求者のカタカナを含めたものでは、そのことの分からぬうるう10)に記入せよこと。  
ア：当該行為の実行者又は被請求者又は被請求者の名前又は被請求者の姓又は被  
請求者のカタカナを含めたものでは、そのことの分からぬうるう10)に記入せよこと。  
乙：当該行為の実行者又は被請求者又は被請求者の名前又は被請求者の姓又は被  
請求者のカタカナを含めたものでは、そのことの分からぬうるう10)に記入せよこと。  
丙：当該行為の実行者又は被請求者又は被請求者の名前又は被請求者の姓又は被  
請求者のカタカナを含めたものでは、そのことの分からぬうるう10)に記入せよこと。
- ② 当該行為の内容  
ア：当該行為の内容（債務又はキャッシュ、入出金、在庫分類別明細等）を1~1の欄に記入す  
ること。  
イ：内記は  
① 当該行為が債務引上によるチャージである場合、合意の内容（債務の引受け時期、引  
上場所等）  
② 本件が個人間合意である場合、受取支店の規定明細（ルームの内容）  
等が分かるよう、(1)の欄に当事事項の記載をすること。  
例：当該行為に当事事項が記載してない場合は、当該行為の名前及び住所又は所在場所等  
に(1)の欄に記載の記載すること。  
ア：被請求者が債務引上によるチャージである場合、当該行為が開始した時  
間又は確定しない場合は、当該行為を行ったことを記載せよこと。  
イ：内記は  
① 本件が個人間合意である場合、受取支店の規定明細（ルームの内容）  
等が分かるよう、(1)の欄に当事事項の記載をすること。  
例：当該行為に当事事項が記載してない場合は、当該行為の名前及び住所又は所在場所等  
に(1)の欄に記載の記載すること。  
ア：被請求者が債務引上によるチャージである場合、合意の内容（債務の引受け時期、引  
上場所等）  
② 本件が個人間合意である場合、受取支店の規定明細（ルームの内容）  
等が分かるよう、(1)の欄に当事事項の記載をすること。  
例：当該行為に当事事項が記載してない場合は、当該行為の名前及び住所又は所在場所等  
に(1)の欄に記載の記載すること。  
ア：被請求者が債務引上によるチャージである場合、合意の内容（債務の引受け時期、引  
上場所等）  
② 本件が個人間合意である場合、受取支店の規定明細（ルームの内容）  
等が分かるよう、(1)の欄に当事事項の記載をすること。  
例：当該行為に当事事項が記載してない場合は、当該行為の名前及び住所又は所在場所等  
に(1)の欄に記載の記載すること。
- ③ 連絡先  
ア：本件が個人間合意である場合、「連絡」に記載の事項（口座による報告をもって確認の記  
載をすること）を記載せよこと。又は、本件は(1)、(2)、(3)の内記する事項とする。  
乙：連絡先の内記は  
① 本件が同一の被請求者の迷惑で作成すること。又は、本件は第2条第2  
項の規定により、被請求者が本件について報告せよとするその付記された当事者は子会社等  
のものとする旨の内記とする。  
② 連絡先を記載する。本件は(1)又は(2)の連絡先の規定により、様式第1号において  
連絡先としてその付記された当事者は子会社のものと記載すること。  
丙：連絡先を記載する。本件は(1)又は(2)の連絡先の規定により、様式第1号において  
連絡先としてその付記された当事者は子会社のものと記載すること。
- 備考  
本件が個人間合意である場合、「備考」に記載の事項（口座による報告をもって確認の記  
載をすること）を記載せよこと。又は、本件は(1)、(2)、(3)の内記する事項とする。
2. 備考  
① 本件が同一の被請求者の迷惑で作成すること。又は、本件は第2条第2  
項の規定により、被請求者が本件について報告せよとするその付記された当事者は子会社等  
のものとする旨の内記とする。  
② 連絡先を記載する。本件は(1)又は(2)の連絡先の規定により、様式第1号において  
連絡先としてその付記された当事者は子会社のものと記載すること。
3. 連絡料  
① ①当該行為に係る合意メモ、当該行為に関する被請求者の手記された被請求者の跡の跡、当該  
行為をしておられた他の当事者との連絡文書等の文書及び本件の内記した(1)の欄に記載  
された被請求者の名前又は被請求者の姓又は被請求者のカタカナを(2)の欄に記載せよこと。  
例：当該行為に係る合意メモ、被請求者の名前又は被請求者の姓又は被請求者のカタカナを(2)の欄に  
記載せよこと。  
② 本件が同一の被請求者の迷惑で作成すること。又は、本件は第2条第2  
項の規定により、被請求者が本件について報告せよとするその付記された当事者は子会社等  
のものとする旨の内記とする。  
③ 連絡先を記載する。本件は(1)又は(2)の連絡先の規定により、様式第1号において  
連絡先としてその付記された当事者は子会社のものと記載すること。
4. 連絡料  
① 本件が同一の被請求者の迷惑で作成すること。又は、本件は第2条第2  
項の規定により、被請求者が本件について報告せよとするその付記された当事者は子会社等  
のものとする旨の内記とする。  
② 連絡先を記載する。本件は(1)又は(2)の連絡先の規定により、様式第1号において  
連絡先としてその付記された当事者は子会社のものと記載すること。
5. 連絡料  
① 本件が同一の被請求者の迷惑で作成すること。又は、本件は第2条第2  
項の規定により、被請求者が本件について報告せよとするその付記された当事者は子会社等  
のものとする旨の内記とする。
6. 連絡料  
① 本件が同一の被請求者の迷惑で作成すること。又は、本件は第2条第2  
項の規定により、被請求者が本件について報告せよとするその付記された当事者は子会社等  
のものとする旨の内記とする。
7. 本件が同一の被請求者の迷惑で作成すること。又は、本件は第2条第2  
項の規定により、被請求者が本件について報告せよとするその付記された当事者は子会社等  
のものとする旨の内記とする。

様式第3号（用紙の大きさは、日本規格用紙A4とする。）

提出金の金額に応じて記入する  
年 月 日

公正証书记録会 印

氏名又は名称  
登記記録  
法人番号  
代表者の役職及び氏名  
電子メールアドレス

連絡先の記入欄  
住所又は登記地（東京府多摩市）  
担当者の氏名及び氏名  
連絡先  
電子メールアドレス

本件の提出に当たっては、代表者として代他人の印押印は本件が正否のもので  
あることを認めたための書類を添付すること。

なほ、正當な理由なく、下記の欄をもつた事実を第三者に明らかにいたしません。

記

1. 携帯する違法行為の概要

① 当該行為の態様  
イ

② 当該して当該行為を行った  
たる者の氏名又は名  
字及び住所

③ 開始時間（前3時間） 年 月 日 (～ 年 月 日まで)

2. 事件者（請求の場合は各事件者）に於いて当該行為に関連した書類の氏名等

| 被告者名 | 現在の役職名<br>及び<br>所属する部署 | 開示をしていた当時の役職名<br>及び所属していた部署<br>(当該役職にあった時期) | 氏名 |
|------|------------------------|---|----|
|      |                        |   |    |
|      |                        |   |    |
|      |                        |   |    |
|      |                        |   |    |
|      |                        |   |    |

|  |                        |  |    |
|--|------------------------|--|----|
| 3 同じて当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等 |                        |  |    |
| 事業者名                                   | 現在の役職名<br>及び<br>所属する部署 | 関与していた当時の役職名<br>及び所属していた部署<br>(当該役職にあった時限) | 氏名 |
|  |                        |  |    |
|  |                        |  |    |
|  |                        |  |    |
|  |                        |  |    |

#### 4. 当該行為の対象となった商品又は服務

### 5. 当社行為の実施状況及び未回工当社行為を行った他の事業者との競争の状況

#### ⑥ その他参考となるべき事項

| 7 発出資料<br>次の資料を発出します。 |       |              |    |
|-----------------------|-------|--------------|----|
| 番号                    | 資料の名称 | 資料の内容の説明(概要) | 備考 |
|                       |       |              |    |
|                       |       |              |    |
|                       |       |              |    |
|                       |       |              |    |
|                       |       |              |    |

記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応する。）

1 勘定科目の選択と記載の要領

(1) 現在行為の勘定

- ア 当該行為の内容（借入金額、入金方法、書類分割確定等）を1(1)アの欄に記載すること。
- イ 例: 例えば、  
　　現金行為が債務引上(ばくじゆひじょう)である場合は、会員の内容（債務の引上(ばくじゆ)額、引上(ばくじゆ)期等）
- ロ 現金行為が人販会員である場合は、受取予定者の規定方法（ルールの内容）等が分かるように、1(1)ロの欄に記載すること。
- ハ 現金行為が1(1)ロの項目に該当しない場合は、当該会員の開設の内容について、1(1)ロの欄に明確な記載すること。

(2) 現在行為で既往行為を行った会員の事務的記述は会員名及び会員住所又は所在地

1. 実験第7章と同様に以下の課題を実験室で解説する。  
（注）「本実験を実施する」とは、図に示す操作手順をもって他の実験代行者による代行実験を指す。  
（注）「本実験を実施する」とは、図に示す操作手順をもって他の実験代行者による代行実験を指す。

2. 本実験を実施する場合、以下の操作手順を用いて操作する。  
（注）「本実験を実施する」とは、図に示す操作手順をもって他の実験代行者による代行実験を指す。

3. 本実験を実施する場合、以下の操作手順を用いて操作する。  
（注）「本実験を実施する」とは、図に示す操作手順をもって他の実験代行者による代行実験を指す。

4. 各項目の操作の参考書を本実験で用意すること。  
（注）「本実験を実施する」とは、図に示す操作手順をもって他の実験代行者による代行実験を指す。

5. 本実験を実施する場合、以下の操作手順を用いて操作する。  
（注）「本実験を実施する」とは、図に示す操作手順をもって他の実験代行者による代行実験を指す。

6. 通常して実験室操作手順を用いて各操作を実験室の標準操作（実験室の標準操作手順）として記載する。ただし、実験室の標準操作手順に記載する操作手順は、実験室の標準操作手順に記載する操作手順と異なる場合は、実験室の標準操作手順に記載する操作手順を用いて操作する。  
（注）「本実験を実施する」とは、図に示す操作手順をもって他の実験代行者による代行実験を指す。

7. 通常して実験室操作手順を用いて各操作を実験室の標準操作（実験室の標準操作手順）として記載する。ただし、実験室の標準操作手順に記載する操作手順は、実験室の標準操作手順に記載する操作手順と異なる場合は、実験室の標準操作手順に記載する操作手順を用いて操作する。  
（注）「本実験を実施する」とは、図に示す操作手順をもって他の実験代行者による代行実験を指す。

8. 前回の（7）の操作について（以下、同じ）  
（注）「本実験を実施する」とは、図に示す操作手順をもって他の実験代行者による代行実験を指す。

9. 代入式により操作手順を記載する。操作手順の参考書は、代入式による記載を優先する。  
（注）「本実験を実施する」とは、図に示す操作手順をもって他の実験代行者による代行実験を指す。

10. 通常して実験室操作手順を用いて各操作を実験室の標準操作（実験室の標準操作手順）として記載する。ただし、実験室の標準操作手順に記載する操作手順は、実験室の標準操作手順に記載する操作手順と異なる場合は、実験室の標準操作手順に記載する操作手順を用いて操作する。  
（注）「本実験を実施する」とは、図に示す操作手順をもって他の実験代行者による代行実験を指す。

11. 通常して実験室操作手順を用いて各操作を実験室の標準操作（実験室の標準操作手順）として記載する。ただし、実験室の標準操作手順に記載する操作手順は、実験室の標準操作手順に記載する操作手順と異なる場合は、実験室の標準操作手順に記載する操作手順を用いて操作する。  
（注）「本実験を実施する」とは、図に示す操作手順をもって他の実験代行者による代行実験を指す。

様式第4号(用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。)

年 月 日

監査の申出書

公正取引委員会 署

氏名又は本名  
住所又は登記場所  
法人番号  
代表者の役職名及び氏名連絡先担当者  
当所又は開示場所(郵便番号)  
電話番号  
 fax番号  
電子メールアドレス

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(令和二年元月法律第四十五号)の施行の日(令和二年十二月二十五日)から施行する。

**附 則**  
**委員会規則第七号**  
 この規則は、令和二年十二月二十五日から施行する。  
**附 則 (令和二年一二月二十五日公正取引**  
**規則第七号)**  
 この規則は、令和二年十二月二十五日から施行する。